



[D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB\\_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf](#)

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。  
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版の「別添資料 11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

◇ 評価結果の通知：2026 年 6 月 19 日（金）までに個別通知  
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

◇ 評価結果説明の取り止め：2023 年 6 月 30 日のお知らせに掲載  
（<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>）のとおり、2023 年 7 月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止めます。

#### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

（1）業務の実施方針等：

- ① 業務実施の基本方針 16 点
- ② 業務実施上のバックアップ体制 4 点

（2）業務従事者の経験能力等：

- ① 類似業務の経験 40 点
- ② 対象国・地域での業務経験 8 点
- ③ 語学力 16 点
- ④ その他学位、資格等 16 点

（計 100 点）

類似業務経験の分野	各種評価調査
対象国及び類似地域	アルゼンチン及び全途上国
語学の種類	英語

#### 5. 条件等

（1）参加資格のない社等：

応募を排除する者はありませんが、本調査を受注した法人及び個人は、当該技

術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めません。

(2) 必要予防接種：特になし

## 6. 業務の背景

アルゼンチン共和国（以下「アルゼンチン」という。）では、農畜産業が輸出額の約 6 割、民間雇用の 5 分の 1 を占める基幹産業であり、その持続的発展は国家経済の安定に不可欠である。しかし、ネオスポラ症及びトキソプラズマ症は牛や緬山羊、豚などに流産・死産等を通じて生産性に深刻な影響を与える家畜感染症である。特にネオスポラ症は乳牛・肉牛の主要な流産原因であり、ブエノスアイレス州では 1,000 万ドル規模の損失が生じていると推計される。また、トキソプラズマ症は人獣共通感染症であり、妊婦の初感染では胎児感染、免疫不全者では重症化することがある。しかし、アルゼンチンにおいてはこれらの感染症に対する国家レベルの疫学監視体制は未整備であり、動物症例の報告制度、診断基準、サーベイランスの枠組みは未だ確立されていない。

アルゼンチン政府は保健省決議 1812/2011 に基づき人獣共通感染症対策を掲げ、診断ネットワーク強化や国家農畜産品衛生管理機構（以下「SENASA」という。）の連携促進を政策方針として示している。また、国家科学技術政策（STI for SDGs ロードマップ）において、科学的根拠に基づく農畜産業の持続可能性向上は重点分野と位置付けられている。しかし、両疾病については公的監視・管理の仕組みが十分に整備されておらず、大学・研究機関の個別研究に依存しているのが現状である。

本事業は、同課題解決に向けて、診断技術の標準化、遺伝子解析による病原体特性の解明、疫学監視モデルの構築を通じ、国家レベルの家畜感染症管理体制を強化する包括的取り組みである。また、日本が有する原虫分類学・ゲノム解析・疫学の知見を活用し、ネオスポラ及びトキソプラズマの遺伝的多様性に関し中南米株との比較研究を進めることで、日本を含む世界中のヒトと家畜に健康被害を引き起こしている病原体の病原性発現機序の解明と、それに基づくリスク評価への貢献が期待される。本事業の取り組みは人獣共通感染症のコントロールを通じて、畜産業の安定化にも資するものであり、特に肉用牛については、統一診断マニュアル等の導入による適切な予防・治療を通じて、国内にある約 18 万戸の肉用牛畜産農家に裨益することが想定されることから、畜産業の競争力強化、及びワンヘルスに基づく公衆衛生向上に資する事業として位置付けることができる。

かかる状況の下、アルゼンチン政府はラ・プラタ国立大学獣医学部を自国側研究代表機関（C/P 機関）とし、帯広畜産大学原虫病研究センターを日本側研究代

表機関とした地球規模課題対応国際科学技術協力 (SATREPS)「繁殖障害性原虫病の疫学的監視と制御を通じた家畜生産性向上」(以下「本プロジェクト」という。)を我が国に要請した。本プロジェクトでは、アルゼンチンのネオスポラ症・トキソプラズマ症の診断法と監視体制の開発・改善を通じて、国際基準に沿った「繁殖障害性原虫病の疫学監視システム」を構築し、動物衛生・公衆衛生・畜産生産性・地域社会福祉の向上に寄与することを目的とする。

本調査では、本プロジェクトに関し、先方実施機関との協議を通じてプロジェクトの枠組みを策定するとともに、当該プロジェクトの事前評価を行うために必要な情報を収集、分析することを目的とする。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、SATREPS及び技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の調査団員として派遣されるJICA職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画の策定及び評価6基準（妥当性、整合性、有効性、インパクト、効率性、持続性）に基づく事前評価に必要なデータ・情報を収集・整理するとともに、協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。具体的担当事項は次のとおりとする。

### (1) 準備業務 (2026年7月上旬～2026年8月上旬)

- ① 要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析により要請背景・内容、気候変動対策との関連（アルゼンチン「自国が決定する貢献（NDC: Nationally Determined Contributions）」の達成にどのように資するか等）、我が国及び他援助機関のこれまでの協力状況・成果・課題も確認する。
- ② また、本調査にて、実施機関の人材育成における女性参加率の設定を含むジェンダー課題を整理した上で、留学制度を活用した学位取得支援や、技術講習会・研究集会等を通じた能力強化に際しジェンダー視点を踏まえるなど、取組案および指標案を策定・確認する。
- ③ 本業務遂行に必要なアルゼンチン側関係機関や他ドナー等に対する質問票（案）（英文）を作成する（気候変動対策及びジェンダー関連質問項目含む）。作成した質問票（案）は、現地派遣約2週間前にJICAに提

出し、JICA側確認後、関係者に送付する。

- ④ プロジェクトのPDM (Project Design Matrix) 案、PO (Plan of Operations) 案を検討する。
- ⑤ 事前に入手可能な情報をふまえて、本プロジェクトにおける「リスク管理チェックシート (案)」作成に必要な情報について整理する。
- ⑥ 調査団内の打合せ、対処方針会議等に参加し、協議結果の取りまとめに協力する。

(2) 現地業務 (2026年8月上旬～2026年8月下旬)

- ① JICAアルゼンチン支所等との打合せに参加する。
- ② アルゼンチン側関係機関との協議及び現地調査に参加し、調査の目的・方法・手順等について説明を行う。また、他分野の団員と協力し、議事録を作成する。
- ③ 事前に配付した質問票への回答や上記②を通じ、情報・資料を収集・整理し、現状・課題を把握・分析する。具体的には以下のとおり。
  - ア) 要請背景・内容
  - イ) 関連する開発計画、政策、制度
  - ウ) 関連各組織
    - (a) 所掌業務、組織体制、根拠法
    - (b) 人員体制
    - (c) 役割分担、中央・地方の連絡調整／指揮命令体制
    - (d) 予算規模、内訳、予算獲得・配賦の仕組み
    - (e) カウンターパート予算確保手続き及びスケジュール
  - エ) 供与機材の免税申請等、資機材の輸入に関する手続きの有無、有る場合はその内容について確認する。
  - オ) 本プロジェクトに関連する他援助機関及びNGO等の活動動向、連携の可能性
- ④ 調査結果に基づき、本プロジェクトの実施案 (プロジェクトの協力期間、実施体制、討議議事録 (R/D : Record of Discussions) を他分野の団員とともに検討する。
- ⑤ 関係者との協議で合意された内容について、R/D (案) (英文) 及び協議議事録 (M/M : Minutes of Meetings) (案) (英文) の作成に協力する。

特に、PDM（案）の成果指標の設定について、開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス<sup>1</sup>を踏まえ、主担当としての検討及び取りまとめを行う。

- ⑥ 実施機関に対するR/D（案）を含むM/M（案）の説明に参加し、必要に応じて内容の説明、補足を行う。
- ⑦ 担当分野に係る調査結果をJICAアルゼンチン支所等に報告する。

### （3）整理業務（2026年9月上旬～2026年10月下旬）

- ① 報告会、打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ② プロジェクトを巡る状況分析や評価6基準の観点から、リスク管理チェックシート（案）に必要な情報を他分野の団員とともに取りまとめる。
- ③ 評価6基準の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表（案）を作成し、その取りまとめに協力する。
- ④ 担当分野にかかる詳細計画策定調査報告書（案）を作成するとともに、他の担当分野の業務従事者が作成する報告書（案）を含めた全体の取りまとめに協力する。

## 8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

### （1）業務完了報告書

2026年9月15日（火）までに第一ドラフトを提出後、JICAからのコメントを踏まえ、2026年10月30日（金）までに最終版提出。

次の①～③、及び収集資料一式を添付し、電子データにて提出する。

- ① 事業事前評価表（案）（和文）
- ② 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）
- ③ 調査における面談議事録

---

<sup>1</sup> 技術協力 開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス | 事業評価 | 事業・プロジェクト - JICA

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版の「X I. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

### (1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃を見積もってください。

## 10. 特記事項

### (1) 業務日程／執務環境

#### ① 現地業務日程

現地業務は2026年8月8日～8月31日を予定しています。

本業務従事者は、JICAの調査団員に1週間先行して現地調査の開始を予定しています。

#### ② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括（JICA）

イ) 協力企画（JICA）

ウ) 研究総括（日本側研究代表者）

エ) 研究企画・研究調整（国立研究開発法人科学技術振興機構）

オ) 評価分析（本コンサルタント）

#### ③ 便宜供与内容

JICA アルゼンチン支所よる便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎：あり

イ) 宿舎手配：あり

ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供（JICA職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）

エ) 通訳傭上：英語⇄西語の通訳を提供

オ) 現地日程のアレンジ: JICAが必要に応じアレンジします。なお、JICA 団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 農村開発部農業・農村開発第一グループ第二チームから配付しますので、edga1@jica.go.jp 宛にご連絡ください。
  - ・ 要請書
  - ・ 要請案件調査票
  - ・ 事業提案書

(3) その他

- ① 業務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA アルゼンチン支所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。  
<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることが

できない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。

- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。
- ⑥ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

以上